

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する県の意見を同法第8条第6項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年9月15日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大河原ファッションモール

大河原町広表土地区画整理事業地45街区4

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

3 県の意見

騒音問題について

夜間の等価騒音レベル及び夜間に発生する騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測において、大型車両走行音の実測値を用いて予測しているが、実測値の測定方法について次の疑義があり、適切に実測されたデータとは認められない。そのため、大型車両走行音の予測に当たっては、ASJモデル（日本音響学会）などの広く検証されたデータを使用するか、実測値を用いた予測を行う場合には、以下に記載された事項に配慮し、根拠資料等を明示した上で適切な測定方法に基づき行うこと。また、当該予測結果が基準値を上回る場合には、必要な騒音防止対策を講じること。

- (1) 測定データの採用に当たっては、前進とバックを各5回行い、その平均値を予測地点の騒音レベルとしているが、特定の車両1台限りの実測では、データの信頼性が確認されたとはいえない。については、複数車両による複数回のデータを収集し、比較考量した上で騒音レベルを設定すべきである。
- (2) 既存店舗に隣接する町道を走行した際の走行音を測定しているが、大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針に示された「類似性のある大規模小売店舗」における実測とは認められない。については、店舗の立地環境や路面の舗装状況等に類似性のある既存店舗において実測を行うべきである。
- (3) 測定に当たって、車両の走行速度を7km/hとしているが、7km/hでの走行データを採用した根拠が示されていない。ASJモデルにおいては10km/h以上を速度範囲として例示している。
- (4) 測定に当たって、測点位置を走行車線の中心から5m、高さ1.5mとしているが、根拠が不明である。「自動車騒音の大きさの許容限度（環境庁告示53号）」や「騒音レベル測定マニュアル（社団法人日本環境測定分析協会）」では測定位置を走行車線の中心から7.5m、高さ1.2mとする例が示されている。

4 縦覧場所

宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター、大河原地方県政情報コーナー及び大河原町役場

5 縦覧期間

平成18年9月15日から平成18年10月16日まで（ただし、閉庁日を除く。）